

第2章 組織

1 機構及び業務内容（平成30年3月31日現在） 八王子市組織規則より抜粋 資源循環部

ごみ減量対策課

- (1) 廃棄物及び資源循環に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) ごみ減量及び資源循環の推進等に関すること。
- (3) 部の庶務に関すること。
- (4) 部内他の課に属しない事項に関すること。

廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の設置の許可に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等の登録及び許可に関すること。
- (4) 産業廃棄物の適正処理に係る指導及び監視に関すること。
- (5) 建設リサイクル法（他の部課に属するものを除く。）に関すること。

清掃施設整備課

- (1) 清掃施設の整備に関すること。
- (2) 清掃施設の管理及び運営に係る連絡調整に関すること。

ごみ総合相談センター

- (1) ごみに関する総合的な相談及び指導に関すること。
- (2) ごみの収集、運搬及びリサイクル（部内他の課に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 粗大ごみの計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (4) 清掃事業所及び清掃施設との連絡調整（部内他の課に属するものを除く。）に関する
こと。

戸吹清掃事業所

- (1) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (2) ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。
- (3) 排水路及び側溝の清掃（しゅんせつを除く。）に関すること。
- (4) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (5) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。

館清掃事業所

- (1) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (2) ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。
- (3) 排水路及び側溝の清掃（しゅんせつを除く。）に関すること。
- (4) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (5) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。
- (6) ごみ処理施設の維持管理に関すること。

南大沢清掃事業所

- (1) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (2) ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。
- (3) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (4) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。

戸吹クリーンセンター

- (1) ごみ等の処分にに関すること。
- (2) 不燃ごみ等の処理に関すること。
- (3) 容器包装プラスチック等の処理に関すること。
- (4) ごみ処理施設及びごみ最終処分施設並びに用地の維持管理に関すること。
- (5) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (6) 選別された資源物の処分にに関すること。
- (7) 環境教育、環境学習及び環境情報（他の部課に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 一般廃棄物管理票に関すること。
- (9) 所属自動車の管理及び整備に関すること。

北野清掃工場

- (1) ごみ等の処分にに関すること。
- (2) ごみ処理施設の維持管理に関すること。
- (3) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (4) 北野余熱利用センターの管理及び運営に関すること。
- (5) 環境教育、環境学習及び環境情報（他の部課に属するものを除く。）に関すること。

水循環部

水再生課

- (1) 水環境の保全及び再生に関すること。
- (2) 水循環教育、水循環学習及び水循環情報に関すること。
- (3) 公共下水道の接続の促進に関すること。
- (4) し尿、雑排水及び浄化槽（部内他の課に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (6) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。
- (7) 水路の維持に関すること。

水再生施設課

- (1) 水環境の保全及び再生に関すること。
- (2) 水循環教育、水循環学習及び水循環情報に関すること。
- (3) 施設の改善に関すること。
- (4) 下水処理場の維持管理に関すること。
- (5) し尿処理施設の維持管理に関すること。
- (6) 南大沢水リサイクルセンターの維持管理に関すること。

2 清掃関連職員配置表

表 2-1：清掃関連職員配置表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

単位 [人]

	総括	ごみ減量対策課	廃棄物対策課	清掃施設整備課	ごみ総合相談センター	戸吹清掃事業所	館清掃事業所	南大沢清掃事業所	戸吹クリーンセンター			北野清掃工場	小計	水再生課	水再生施設課	合計
									戸吹清掃工場	戸吹セメント燃物処理	プラスチック資源化					
部長	1												1			1
課長		1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	9	1		10
主幹	(1)												0			0
課長補佐兼主査	(1)			1	2					2	1	1	7		1	8
主査（事務）	(2)	4	1	1	6	8	10	3					33	2		35
主査（技術）			3						10	1		1	15			15
副主査（事務）													0			0
副主査（技術）													0			0
主任（事務）		6	2	2	1	5	6	1	2				25			25
主任（技術）	(1)	2	2	1			1		11	1		1	19		1	20
主任（再任用）		2			2	2	1		9			2	18	1	5	24
一般職員（事務）		8	2		2		1	1					14	1		15
一般職員（技術）		2	1	2					5	4			14		1	15
計	1	25	12	8	14	16	20	6	40	7	0	6	155	5	8	168
技能労働	業務副主査					15	14	3	3				35	1		36
	業務主任				7	54	43	4	7			3	118	2	1	121
	一般職員												0			0
計	0	0	0	0	7	69	57	7	10	0	0	3	153	3	1	157
再任用職員					3	26	21	3	4			1	58	3		61
計	0	0	0	0	10	95	78	10	14	0	0	4	211	6	1	218
合計	1	25	12	8	24	111	98	16	54	7	0	10	366	11	9	386
嘱託			2		6								8			8

資源循環部の職員と水循環部の職員のうち 4 款 2 項 1 目清掃総務費より給与を支出している職員を対象とする。
 () は東京たま広域資源循環組合及び多摩ニュータウン環境組合に派遣している職員とする。
 は兼務職員とする。
 特例臨時職員はこの表には含まない。